

旧	新																							
<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 計画的な地震防災対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>平成 24 年度から 2 か年にわたり県が実施した地震被害想定調査により、東日本大震災等を参考に想定した地震や津波が発生した場合の被害量や被害の特徴及び県民生活への影響が明らかになった。この調査結果を踏まえ、県民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるために、耐震化の促進、津波対策の推進、地域防災力の強化等、ハード、ソフト両面からの各種取組を着実に実施していく必要がある。</p> <p>このため、県は、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号。以下、「法」という。）に基づく「地震減災行動計画」を、他の各種災害まで広げた「秋田県防災・減災行動計画（平成 27 年度作成、【計画期間】平成 28～32 年度）」及び、「地震防災緊急事業五箇年計画」（以下「五箇年計画」という。）を策定し、計画的な地震防災対策を推進するものとしている。</p> <p>町は、これらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図る。</p> <p>第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進</p> <p>(略)</p> <p>3 第5次五箇年計画の対象施設等</p> <p>本町において、第5次五箇年計画（平成 28 年度から平成 32 年度までの期間）に計上されている町域に関する地震防災上緊急に整備すべき施設等は、法第 3 条第 1 項各号に掲げる種別において次の施設等である。</p> <p>(1) 消防用施設（第 3 号）</p> <p>町は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るために防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他消防用施設の整備を、県と調整を図りながら、以下の事業により推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の概要</th> <th>実施予定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ自動車整備事業 (水槽付消防ポンプ自動車) ※町単独事業</td> <td>H28 ※H28 年度で完成。</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車整備事業 (水槽付消防ポンプ自動車) ※町単独事業</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>高規格救急車整備事業 (救急業務高度化資機材緊急整備事業) ※町単独事業</td> <td>H30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 防災行政無線等（第 15 号）</p> <p>町は、地震災害時における情報の収集・伝達手段として、防災行政無線の整備を推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の概要</th> <th>実施予定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災行政無線整備事業 ※町単独事業</td> <td>H29～H31</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(※本新旧対照表では、簡易な語句の修正などは省略しています。)</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 計画的な地震防災対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>平成 24 年度から 2 か年にわたり県が実施した地震被害想定調査により、東日本大震災等を参考に想定した地震や津波が発生した場合の被害量や被害の特徴及び県民生活への影響が明らかになった。この調査結果を踏まえ、県民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるために、耐震化の促進、津波対策の推進、地域防災力の強化等、ハード、ソフト両面からの各種取組を着実に実施していく必要がある。</p> <p>このため、県は、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号。以下、「法」という。）に基づく「地震減災行動計画」を、他の各種災害まで広げた「秋田県防災・減災行動計画（平成 <u>28</u> 年度策定、【計画期間】平成 28～令和 2 年度）」及び、「地震防災緊急事業五箇年計画」（以下「五箇年計画」という。）を策定し、計画的な地震防災対策を推進するものとしている。</p> <p>町は、これらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図る。</p> <p>第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進</p> <p>(略)</p> <p>3 第6次五箇年計画の対象施設等</p> <p>本町において、第<u>6</u>次五箇年計画（令和 3 年度から令和 7 年度までの期間）に定められている町域に関する地震防災上緊急に整備すべき施設等は、法第 3 条第 1 項各号に掲げる種別において次の施設等である。</p> <p>(1) 消防用施設（第 3 号）</p> <p>町は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため、<u>消防用施設等の整備を</u>推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の概要</th> <th>実施予定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>消防車両整備事業（小型動力ポンプ付積載車）</u></td> <td><u>R3～R5(完成)</u></td> </tr> <tr> <td><u>ため池等整備事業（用排水）</u></td> <td><u>R3～R6</u></td> </tr> <tr> <td><u>消防車両整備事業（資機材搬送車）</u></td> <td><u>R4(完成)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>備蓄倉庫（第 17 号）</u></p> <p>町は、災害時に避難された方々に速やかに備蓄物資を提供できるよう、<u>備蓄倉庫</u>の整備を推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の概要</th> <th>実施予定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>備蓄倉庫建設事業</u></td> <td><u>R5 ※令和6年2月に完成</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業の概要	実施予定年度	ポンプ自動車整備事業 (水槽付消防ポンプ自動車) ※町単独事業	H28 ※H28 年度で完成。	ポンプ自動車整備事業 (水槽付消防ポンプ自動車) ※町単独事業	H32	高規格救急車整備事業 (救急業務高度化資機材緊急整備事業) ※町単独事業	H30	事業の概要	実施予定年度	防災行政無線整備事業 ※町単独事業	H29～H31	事業の概要	実施予定年度	<u>消防車両整備事業（小型動力ポンプ付積載車）</u>	<u>R3～R5(完成)</u>	<u>ため池等整備事業（用排水）</u>	<u>R3～R6</u>	<u>消防車両整備事業（資機材搬送車）</u>	<u>R4(完成)</u>	事業の概要	実施予定年度	<u>備蓄倉庫建設事業</u>	<u>R5 ※令和6年2月に完成</u>
事業の概要	実施予定年度																							
ポンプ自動車整備事業 (水槽付消防ポンプ自動車) ※町単独事業	H28 ※H28 年度で完成。																							
ポンプ自動車整備事業 (水槽付消防ポンプ自動車) ※町単独事業	H32																							
高規格救急車整備事業 (救急業務高度化資機材緊急整備事業) ※町単独事業	H30																							
事業の概要	実施予定年度																							
防災行政無線整備事業 ※町単独事業	H29～H31																							
事業の概要	実施予定年度																							
<u>消防車両整備事業（小型動力ポンプ付積載車）</u>	<u>R3～R5(完成)</u>																							
<u>ため池等整備事業（用排水）</u>	<u>R3～R6</u>																							
<u>消防車両整備事業（資機材搬送車）</u>	<u>R4(完成)</u>																							
事業の概要	実施予定年度																							
<u>備蓄倉庫建設事業</u>	<u>R5 ※令和6年2月に完成</u>																							

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧	新
第2節 火災予防計画 (略) 第1 基本的な考え方 <p>関東大震災の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、大規模地震が発生した場合、現在でも中心市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。</p> <p>このため、町及び消防機関等は、地震火災発生の未然防止と延焼被害の軽減を図るため、消防力の強化及び充実に努めるとともに、防火思想の普及及び予防査察の実施等、必要な予防対策を推進する。</p> 第2 出火防止と初期消火 (略) 2 対策 <p>町及び消防機関は、県と連携して、次の対策を推進する。</p> <p>(1) 消防力の強化</p> <p>消防職員及び団員の充足を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を活用し、消防施設及び資器材を整備して消防力を強化する。特に震災時における交通途絶等を考慮し、耐震性貯水槽、防火水槽、小型動力ポンプ及び消火器等の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 火災予防条例等の普及徹底</p> <p>町民に対し、火災予防条例等火災予防に関する規則の普及の徹底や、住宅用火災警報器の設置促進を図る。</p> 第3 火災延焼拡大の防止 1 現況 <p>町及び消防機関は、地震時の火災の延焼拡大を防止するために、消防力の強化、消防計画の整備及び、町内の建築物の不燃化等を推進している。</p> 2 対策 <p>消防機関は、次の対策を推進する。</p> <p>(1) 予防査察の実施</p> <p>消防長または消防署長は、平常時から査察等対象施設への立入り等、予防査察等を実施して震災時の対応について現場指導する。</p> <p>(略)</p> 第4 消防水利の整備 1 現況 <p>地震発生時には、水道施設の損壊等による消火栓の断水・機能低下や、道路・建物等の損壊による消防用自動車の通行障害等が発生し、消防活動が制約されることが予想される。このため、平常時から自然水利等の状況を確認し使用に備えるとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を活用し、耐震性貯水槽並びに防火水槽等消防水利の整備を計画的に実施している。</p> 2 対策 <p>(1) 耐震性貯水槽、防火水槽の設置に当たっては、木造家屋の密集地、避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）及び避難路の周辺等を優先的に整備する。</p> <p>(略)</p> 第3節 建築物等の災害予防計画	第2節 火災予防計画 (略) 第1 基本的な考え方 <p>令和6年能登半島地震では石川県輪島市で大規模火災が発生し、約240棟が焼損し、約49,000m²が焼失した。このように地震に伴い同時に発生する火災による二次災害の危険性は高い。</p> <p>このため、町及び消防機関等は、地震火災発生の未然防止と延焼被害の軽減を図るため、消防力の強化及び充実に努めるとともに、防火思想の普及及び予防査察の実施等、必要な予防対策を推進する。</p> 第2 出火防止と初期消火 (略) 2 対策 <p>町及び消防機関は、県と連携して、次の対策を推進する。</p> <p>(1) 消防力の強化</p> <p>消防職員及び団員の充足を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を活用し、消防施設及び資器材を整備して消防力を強化する。特に震災時における交通途絶等を考慮し、防火水槽、小型動力ポンプ及び消火器等の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 火災予防条例等の普及徹底</p> <p>町民に対し、<u>火災予防の規制に関する普及や、住宅用火災警報器の設置及び維持管理について</u>促進を図る。</p> 第3 火災延焼拡大の防止 1 現況 <p>町及び消防機関は、地震時の火災の延焼拡大を防止するために、消防力の強化を推進している。</p> 2 対策 <p><u>町及び</u>消防機関は、次の対策を推進する。</p> <p>(1) <u>訓練</u>の実施</p> <p><u>防火対象物及び自主防災組織に対し消防訓練を実施し、震災時の対応について指導する。</u></p> <p>(略)</p> 第4 消防水利の整備 1 現況 <p>地震発生時には、水道施設の損壊等による消火栓の断水・機能低下や、道路・建物等の損壊による消防用自動車の通行障害等が発生し、消防活動が制約されることが予想される。このため、平常時から自然水利等の状況を確認し使用に備えるとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を活用し、防火水槽等消防水利の整備を計画的に実施している。</p> 2 対策 <p>(1) 防火水槽の設置に当たっては、木造家屋の密集地、避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）及び避難路の周辺等を優先的に整備する。</p> <p>(略)</p> 第3節 建築物等の災害予防計画

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧	新
(略)	(略)
第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方
<p>地震による建築物等の倒壊、損壊等の被害の発生は、そこに住んでいる人や利用している人にも人的被害が生じる可能性があるだけでなく、延焼や倒壊等により、その周辺の建築物等にも被害が生じたり、倒壊した建築物による道路交通に支障を及ぼしたり、災害発生後の応急対策に大きく影響を与える。</p> <p>また、そもそも地震から生き延びるためにには、建築物等の倒壊、損壊等がないことが前提であること、建物の倒壊による行方不明者の捜索、死傷者への医療・検死などの対応には災害応急対策にとって相当の労力が割かれること、避難所は倒壊の心配がなく安全であることなどを考えたとき、地震災害において建物の「耐震化・不燃化」はもっとも重要な施策である。</p> <p>そのため、町は、「五城目町耐震改修促進計画（平成21年3月）※修正を検討中」に基づき、一般建築物や公共施設等の「耐震化・不燃化」を進めるとともに、計画に基づく啓発および知識の普及を図る。</p>	<p>地震による建築物等の倒壊、損壊等の被害の発生は、そこに住んでいる人や利用している人にも人的被害が生じる可能性があるだけでなく、延焼や倒壊等により、その周辺の建築物等にも被害が生じたり、倒壊した建築物による道路交通に支障を及ぼしたり、災害発生後の応急対策に大きく影響を与える。</p> <p>また、そもそも地震から生き延びるためにには、建築物等の倒壊、損壊等がないことが前提であること、建物の倒壊による行方不明者の捜索、死傷者への医療・検死などの対応には災害応急対策にとって相当の労力が割かれること、避難所は倒壊の心配がなく安全であることなどを考えたとき、地震災害において建物の「耐震化・不燃化」はもっとも重要な施策である。</p> <p>そのため、町は、「五城目町耐震改修促進計画（<u>第2期計画</u>）【令和3年度～令和7年度】（令和3年3月作成）」に基づき、一般建築物や公共施設等の「耐震化・不燃化」を進めるとともに、計画に基づく啓発および知識の普及を図る。</p>
第2 公共建築物等	第2 公共建築物等
1 現況	1 現況
<p>公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災活動の拠点となるものであり、「耐震化・不燃化」対策の強化が必要である。なお、町営住宅については、耐震診断を終えており、今後、補強する建物については計画的な耐震補強を実施する予定である。</p>	<p>公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災活動の拠点となるものであり、「耐震化・不燃化」対策の強化が必要である。今後、補強する建物については計画的な耐震補強を実施する予定である。</p>
2 対策	2 対策
<p>町（総務課）は、「公共施設等総合管理計画（平成28年度作成予定）」を策定し、その中において管理に関する基本的な方針を定め、以下の対策を推進する。</p>	<p>町（総務課）は、「<u>五城目町公共施設等総合管理計画（令和4年6月更新）</u>」を策定し、その中において管理に関する基本的な方針を定め、以下の対策を推進する。</p>
(略)	(略)
(3) 町営住宅	(3) 町営住宅
町（建設課）は、「公営住宅等長寿命化計画」等を策定し、耐震診断を行うとともに町営住宅の計画的な建替や維持保全の推進を図る。	町（建設課）は、「 <u>五城目町町営住宅長寿命化計画（令和4年9月）</u> 」等を策定し、耐震診断を行うとともに町営住宅の計画的な建替や維持保全の推進を図る。
第3 一般の建築物	第3 一般の建築物
(略)	(略)
2 対策	2 対策
(略)	(略)
(2) 住宅等の地震・防火対策	(2) 住宅等の地震・防火対策
(略)	(略)
ウ 老朽木造住宅や宅地の震災性等について、診断及び補強方法等を指導する。指導に当たっては、五城目町建築士会などの建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。	ウ 老朽木造住宅や宅地の震災性等について、診断及び補強方法等を指導する。指導に当たっては、 <u>秋田県</u> 建築士会などの建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。
(略)	(略)
カ 防火地域及び準防火地域（区域の管理は消防本部）を中心として、耐火・簡易耐火・防火構造等への建築物の建替の促進を図る。	カ 密集住宅地等における防災機能の向上を推進する。
キ 密集住宅地等における防災機能の向上を推進する。	キ 町（住民生活課）は町民に対し、「五城目町空き家等の適正管理に関する条例」を周知し、空き家の適正な管理を推進する。
ク 町（住民生活課）は町民に対し、「五城目町空き家等の適正管理に関する条例」を周知し、空き家の適正な管理を推進する。	(略)
(略)	(略)

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧	新												
第4 ブロック塀、石塀等 (略) 2 対 策 町（建設課）において、建築基準法施行令等に基づいて審査、指導等を行っていく。 (略) 第4節 公共施設災害予防計画 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">実施機関</td> <td style="width: 30%;">町の主な担当課</td> <td style="width: 60%;">建設課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町以外の機関等</td> <td>県、東北電力株式会社、東日本旅客鉄道株式会社</td> </tr> </table> (略) 第2 道路及び橋梁 (略) (2) 橋梁等の耐震点検と対策工事 (略) イ 町は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕及び掛け替えを行う。 第3 河川管理施設 (1) 施設、設備の点検 河川管理者は、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき、河川管理施設の耐震診断を実施する。 (略) 第5 下水道施設 (略) (2) マンホールポンプ等の耐震化 (略) イ 管渠、マンホールポンプ等の耐震対策に当たっては、「下水道施設の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。 (略) (6) 防災体制の確立 町は、災害発生時の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うため、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の業務継続性を高める。なお、業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、「下水道BCP策定マニュアル」に基づいて行う。 第6 電力施設 東北電力株式会社は、次の地震災害予防対策を実施する。 (1) 設備の耐震性の強化 ア 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講じる。 (略) 第6節 積雪期の地震災害予防計画 (略) 第2 総合的な雪対策の推進 積雪期の地震予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の総合的・長期的対策の推進によって確立されるものであり、関係機関が相互に協力し、より実効のある雪対策の確立に努め	実施機関	町の主な担当課	建設課		町以外の機関等	県、東北電力株式会社、東日本旅客鉄道株式会社	第4 ブロック塀、石塀等 (略) 2 対 策 町（建設課）において、建築基準法施行令等に基づいて、指導等を行っていく。 (略) 第4節 公共施設災害予防計画 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">実施機関</td> <td style="width: 30%;">町の主な担当課</td> <td style="width: 60%;">住民生活課、建設課、総務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町以外の機関等</td> <td>県、東北電力株式会社、東日本旅客鉄道株式会社</td> </tr> </table> (略) 第2 道路及び橋梁 (略) (2) 橋梁等の耐震点検と対策工事 (略) イ 町は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕及び架け替えを行う。 第3 河川管理施設 (1) 施設、設備の点検 河川管理者は、「河川構造物の耐震性能照査指針（令和6年3月29日更新 国土交通省）」に基づき、河川管理施設の耐震診断を実施する。 (略) 第5 下水道施設 (略) (2) マンホールポンプ等の耐震化 (略) イ 管渠、マンホールポンプ等の耐震対策に当たっては、「公益財団法人日本下水道協会が定める下水道施設の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。 (略) (6) 防災体制の確立 町は、災害発生時の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うため、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の業務継続性を高める。なお、業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、「下水道BCP策定マニュアル（公益財団法人日本下水道協会）」に基づいて行う。 第6 電力施設 東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社は、次の地震災害予防対策を実施する。 (1) 設備の耐震性の強化 ア 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。 (略) 第6節 積雪期の地震災害予防計画 (略) 第2 総合的な雪対策の推進 積雪期の地震予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の総合的・長期的対策の推進によって確立されるものであり、関係機関が相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立に努め	実施機関	町の主な担当課	住民生活課、建設課、総務課		町以外の機関等	県、東北電力株式会社、東日本旅客鉄道株式会社
実施機関	町の主な担当課	建設課											
	町以外の機関等	県、東北電力株式会社、東日本旅客鉄道株式会社											
実施機関	町の主な担当課	住民生活課、建設課、総務課											
	町以外の機関等	県、東北電力株式会社、東日本旅客鉄道株式会社											

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧	新
<p>る。</p> <p>第3 交通の確保</p> <p>1 道路交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進</p> <p>(略)</p> <p>イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・雪崩防止柵等の施設の整理を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>第8 臨時ヘリポートの整備</p> <p>孤立が予想される集落または隣接地区に、臨時ヘリポート場を確保し、ヘリポート、並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 行政機能の維持・確保計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>業務継続計画（BCP）とは、地震発生時、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な人員及び資材の確保状況を分析し、不足している場合には、中長期的な確保対策を検討し、短期的な対策として当面できる補強・代行手段等を明確にすることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務遂行を行うための計画である。</p> <p>町は、大規模な地震災害時にあっても適切に業務が遂行できるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。</p> <p>(略)</p>	<p>める。</p> <p>第3 交通の確保</p> <p>1 道路交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進</p> <p>(略)</p> <p>イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・雪崩防止柵等の施設の整備を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>第8 臨時ヘリポートの整備</p> <p>孤立が予想される集落または隣接地区に、<u>臨時ヘリポート</u>を確保し、ヘリポート、並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 行政機能の維持・確保計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>業務継続計画（BCP）とは、地震発生時、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な人員及び資材の確保状況を分析し、不足している場合には、中長期的な確保対策を検討し、短期的な対策として当面できる補強・代行手段等を明確にすることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務遂行を行うための計画である。</p> <p>町は、大規模な地震災害時にあっても適切に業務が遂行できるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。</p> <p><u>策定に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 津波災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>津波災害から身を守るためにには、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで高所に避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現する必要がある。本町においては、海岸はないものの、県から示されている「津波浸水想定域（農地・道路など）」や、津波が河川を遡上した場合に危険となる「馬場目川堤防の内側」から避難することを基本とする。</p> <p>そのため、町は、様々な機会に、多様な手段により、地域の実情に応じて津波防災に関する啓発及び教育を実施する。</p> <p>第2 津波に関する知識の普及・啓発</p> <p>町は、津波に関する知識を町民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動をとることができるように</p>
<p>る。</p> <p>第3 交通の確保</p> <p>1 道路交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進</p> <p>(略)</p> <p>イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・雪崩防止柵等の施設の整理を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>第8 臨時ヘリポートの整備</p> <p>孤立が予想される集落または隣接地区に、臨時ヘリポート場を確保し、ヘリポート、並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 行政機能の維持・確保計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>業務継続計画（BCP）とは、地震発生時、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な人員及び資材の確保状況を分析し、不足している場合には、中長期的な確保対策を検討し、短期的な対策として当面できる補強・代行手段等を明確にすることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務遂行を行うための計画である。</p> <p>町は、大規模な地震災害時にあっても適切に業務が遂行できるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。</p> <p><u>策定に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 津波災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>津波災害から身を守るためにには、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じた時、又はゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、急いで高所に避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現する必要がある。本町においては、海岸はないものの、県から示されている<u>最大クラスの津波（L2津波）</u>の「津波浸水想定区域（農地・道路など）」や、津波が河川を遡上した場合に危険となる「馬場目川堤防の内側」から避難することを基本とする。</p> <p>そのため、町は、様々な機会に、多様な手段により、地域の実情に応じて津波防災に関する啓発及び教育を実施する。<u>また、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 津波に関する知識の普及・啓発</p> <p>町は、津波に関する知識を町民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動をとることができるように</p>	
<p>る。</p> <p>第3 交通の確保</p> <p>1 道路交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進</p> <p>(略)</p> <p>イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・雪崩防止柵等の施設の整理を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>第8 臨時ヘリポートの整備</p> <p>孤立が予想される集落または隣接地区に、臨時ヘリポート場を確保し、ヘリポート、並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 行政機能の維持・確保計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>業務継続計画（BCP）とは、地震発生時、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な人員及び資材の確保状況を分析し、不足している場合には、中長期的な確保対策を検討し、短期的な対策として当面できる補強・代行手段等を明確にすることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務遂行を行うための計画である。</p> <p>町は、大規模な地震災害時にあっても適切に業務が遂行できるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。</p> <p><u>策定に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 津波災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>津波災害から身を守るためにには、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じた時、又はゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、急いで高所に避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現する必要がある。本町においては、海岸はないものの、県から示されている<u>最大クラスの津波（L2津波）</u>の「津波浸水想定区域（農地・道路など）」や、津波が河川を遡上した場合に危険となる「馬場目川堤防の内側」から避難することを基本とする。</p> <p>そのため、町は、様々な機会に、多様な手段により、地域の実情に応じて津波防災に関する啓発及び教育を実施する。<u>また、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 津波に関する知識の普及・啓発</p> <p>町は、津波に関する知識を町民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動をとことができるように</p>	

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧	新
<p>に、ハザードマップ等を活用し、広報紙、町ホームページ等の広報媒体や、防災出前講座や地域コミュニティ活動などの多種多様な手段・機会を活用して、津波防災意識の向上を図る。</p> <p>なお、本町の浸水域の状況から、特に農地を利用する農業者への啓発活動には力を入れる。</p> <p>(略)</p> <p>第5 避難・避難場所</p> <p>町では、指定緊急避難場所を定めているが、本町の場合「津波浸水想定域（農地・道路など）」は限定的で、しかも人家は含まれていない。よって、まずは危険な箇所である「津波浸水想定域（農地・道路など）」や「馬場目川堤防の内側」を把握のうえ、当該場所から避難することを基本にする。</p>	<p>に、ハザードマップ等を活用し、広報紙、町ホームページ等の広報媒体や、防災出前講座や地域コミュニティ活動などの多種多様な手段・機会を活用して、津波防災意識の向上を図る。</p> <p>なお、本町の浸水域の状況から、特に農地を利用する農業者への啓発活動には力を入れる。</p> <p>(略)</p> <p>第5 避難・避難場所</p> <p>町では、指定緊急避難場所を定めており、「津波浸水想定区域（農地・道路など）」から最も近い農村環境改善センター（グラウンド）・旧大川小学校を、避難場所として定め、最短ルートを避難経路とする。いずれにしても、本町の場合「津波浸水想定区域（農地・道路など）」は限定的で、しかも人家は含まれていないため、まずは危険な箇所である「津波浸水想定区域（農地・道路など）」や「馬場目川堤防の内側」を把握のうえ、当該場所から避難することを基本にする。</p> <p>また、町は、指定緊急避難場所や避難路等の周知を図るため、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等の設置に努める。</p>
<p>第6 津波浸水想定域への看板の設置</p> <p>町では、「津波浸水想定域（農地・道路など）」に区域を知らせる看板を設置し、道路利用者や地域住民、土地の利用者の津波に対する防災意識の向上を図る。</p>	<p>第6 津波浸水想定区域への看板の設置</p> <p>町では、「津波浸水想定区域（農地・道路など）」に区域を知らせる看板を設置し、道路利用者や地域住民、土地の利用者、釣り客等の津波に対する避難対策や防災意識の向上を図る。</p>

旧	新									
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 地震情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>地震発生直後において、町は、秋田地方気象台からの情報や秋田県総合防災情報システム等により地震・津波情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員体制を確立する。さらに、防災行政無線（今後整備を検討）や広報車、防災情報のメール配信等により、町民へ迅速・的確な伝達に努める。また、伝達する内容は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい表現に努める。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 地震情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>地震発生直後において、町は、秋田地方気象台からの情報や秋田県総合防災情報システム等により地震・津波情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員体制を確立する。さらに、<u>防災行政無線や防災情報のメール配信、広報車等</u>により、町民へ迅速・的確な伝達に努める。また、伝達する内容は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい表現に努める。</p> <p>第2 緊急地震速報の種類及び発表基準</p> <p>1. 緊急地震速報の発表</p> <p>緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。 また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し地震動による被害の軽減を図る。 なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。</p> <p>2. 緊急地震速報の区分と発表内容</p> <p>気象庁は地震動警報・予報の発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用い、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">地震動警報</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">緊急地震速報（警報）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された時に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">地震動予報</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">緊急地震速報（予報）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">最大震度3以上又はM3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想された時に発表するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。 解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の深い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</p> <p>3. 緊急地震速報及び震度速報で用いる地域の名称</p> <p>秋田県沿岸北部、秋田県沿岸南部、秋田県内陸北部、秋田県内陸南部</p> <p>4. 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容緊急地震速報（警報）の発表条件・内容</p> <p>(1) 緊急地震速報を発表する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級 	区分	名称	発表内容	地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された時に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの	地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想された時に発表するもの
区分	名称	発表内容								
地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された時に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの								
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想された時に発表するもの								

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧	新										
	<p><u>が 3 以上と予想された場合</u></p> <p>(2) <u>緊急地震速報の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名</u> ・ <u>強い揺れ（震度 5 弱以上または最大長周期地震動階級が 3 以上）が予想される地域及び震度 4 が予想される地域名（全国を約 200 地域に分割）。具体的な予測震度と猶予時間は発表しない。</u> <p>5. 緊急地震速報の伝達</p> <p><u>気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。</u></p> <p>6. 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動</p> <p><u>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入手場所</th><th>とるべき行動の具体例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自宅等屋内</u></td><td> <p><u>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</u></p> <p><u><注意></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>あわてて外へ飛び出さない。</u> ・ <u>その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</u> ・ <u>扉を開けて避難路を確保する。</u> </td></tr> <tr> <td><u>駅やデパート等の集客施設</u></td><td> <p><u>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</u></p> <p><u><注意></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>あわてて出口・階段等に殺到しない。</u> ・ <u>吊り下がっている照明等の下からは退避する。</u> </td></tr> <tr> <td><u>街等屋外の集客施設</u></td><td> <p><u>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</u></p> <p><u>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</u></p> <p><u>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</u></p> </td></tr> <tr> <td><u>車の運転中</u></td><td> <p><u>後続の車が情報を聞いていない恐れがあることを考慮し、慌ててスピードを落とすことはしない。</u></p> <p><u>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</u></p> <p><u>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</u></p> </td></tr> </tbody> </table>	入手場所	とるべき行動の具体例	<u>自宅等屋内</u>	<p><u>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</u></p> <p><u><注意></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>あわてて外へ飛び出さない。</u> ・ <u>その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</u> ・ <u>扉を開けて避難路を確保する。</u> 	<u>駅やデパート等の集客施設</u>	<p><u>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</u></p> <p><u><注意></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>あわてて出口・階段等に殺到しない。</u> ・ <u>吊り下がっている照明等の下からは退避する。</u> 	<u>街等屋外の集客施設</u>	<p><u>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</u></p> <p><u>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</u></p> <p><u>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</u></p>	<u>車の運転中</u>	<p><u>後続の車が情報を聞いていない恐れがあることを考慮し、慌ててスピードを落とすことはしない。</u></p> <p><u>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</u></p> <p><u>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</u></p>
入手場所	とるべき行動の具体例										
<u>自宅等屋内</u>	<p><u>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</u></p> <p><u><注意></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>あわてて外へ飛び出さない。</u> ・ <u>その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</u> ・ <u>扉を開けて避難路を確保する。</u> 										
<u>駅やデパート等の集客施設</u>	<p><u>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</u></p> <p><u><注意></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>あわてて出口・階段等に殺到しない。</u> ・ <u>吊り下がっている照明等の下からは退避する。</u> 										
<u>街等屋外の集客施設</u>	<p><u>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</u></p> <p><u>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</u></p> <p><u>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</u></p>										
<u>車の運転中</u>	<p><u>後続の車が情報を聞いていない恐れがあることを考慮し、慌ててスピードを落とすことはしない。</u></p> <p><u>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</u></p> <p><u>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</u></p>										

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧			新		
第2 地震情報等			第3 地震情報等		
1 地震情報			1 地震情報		
気象庁は、以下の地震情報を発信する。			気象庁は、以下の地震情報を発信する。		
地震情報の種類	発表基準	内 容	地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表する。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）する。

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧			新											
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。									
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。									
2 地震解説資料			2 地震解説資料											
<p>秋田地方気象台は、以下の場合、防災等に係る活動の利用に適合するよう地震、津波情報及びこれらに関連する情報を編集した「地震解説資料」を作成し、市町村を含めた防災関係機関に提供する。加えて、平成26年4月からは、迅速な初動対応に配慮し、現象発生後30分程度で提供する「地震解説資料（速報版）」の運用を開始している。</p> <p>なお、市町村へは「秋田県防災情報提供システム」等により提供されている。</p>			<p>秋田地方気象台は、以下の場合、防災等に係る活動の利用に適合するよう地震、津波情報及びこれらに関連する情報を編集した「地震解説資料」を作成し、市町村を含めた防災関係機関に提供する。加えて、平成26年4月からは、迅速な初動対応に配慮し、現象発生後30分程度で提供する「地震解説資料（速報版）」の運用を開始している。</p> <p>なお、町へは秋田県防災情報提供システム等により提供されている。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>地震解説資料（速報版）</u></td> <td> <u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> <u>・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</u> <u>・秋田県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</u> </td> <td> <u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよう、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報をまとめた資料。</u> </td> </tr> <tr> <td><u>地震解説資料（詳細版）</u></td> <td> <u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</u> <u>・秋田県内で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u> </td> <td> <u>地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u> </td> </tr> <tr> <td><u>月間地震概況</u></td> <td><u>定期(毎月初旬)</u></td> <td><u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内及び</u></td> </tr> </tbody> </table>			解説資料等の種類	発表基準	内容	<u>地震解説資料（速報版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> <u>・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</u> <u>・秋田県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</u>	<u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよう、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報をまとめた資料。</u>	<u>地震解説資料（詳細版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</u> <u>・秋田県内で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u>	<u>地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u>	<u>月間地震概況</u>	<u>定期(毎月初旬)</u>	<u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内及び</u>
解説資料等の種類	発表基準	内容												
<u>地震解説資料（速報版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> <u>・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</u> <u>・秋田県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</u>	<u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよう、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報をまとめた資料。</u>												
<u>地震解説資料（詳細版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</u> <u>・秋田県内で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u>	<u>地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u>												
<u>月間地震概況</u>	<u>定期(毎月初旬)</u>	<u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内及び</u>												

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧	新		
		<u>東北地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u>	
(略)	<u>週間地震概況</u>	<u>・定期（毎週金曜）</u>	<u>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。</u>

第3 地震・津波情報、津波予報の伝達

本町では、平成28年3月に大川地区飛地（通称：地先）の農地・道路など（0.7km²）が、津波浸水想定域（最大1.0～2.0m）になった旨県より示されているが、あくまで予想される最大の津波（海岸部約10m）が発生し、堤防の75%が沈下した場合に浸水が発生するものである。

よって、大津波警報（特別警報）が発表された場合にのみ、「秋田県総合防災情報システム」で受信した秋田地方気象台から出される地震・津波情報、津波予報等の津波関連の情報を、庁舎内、住民、関係機関などへ伝達する。

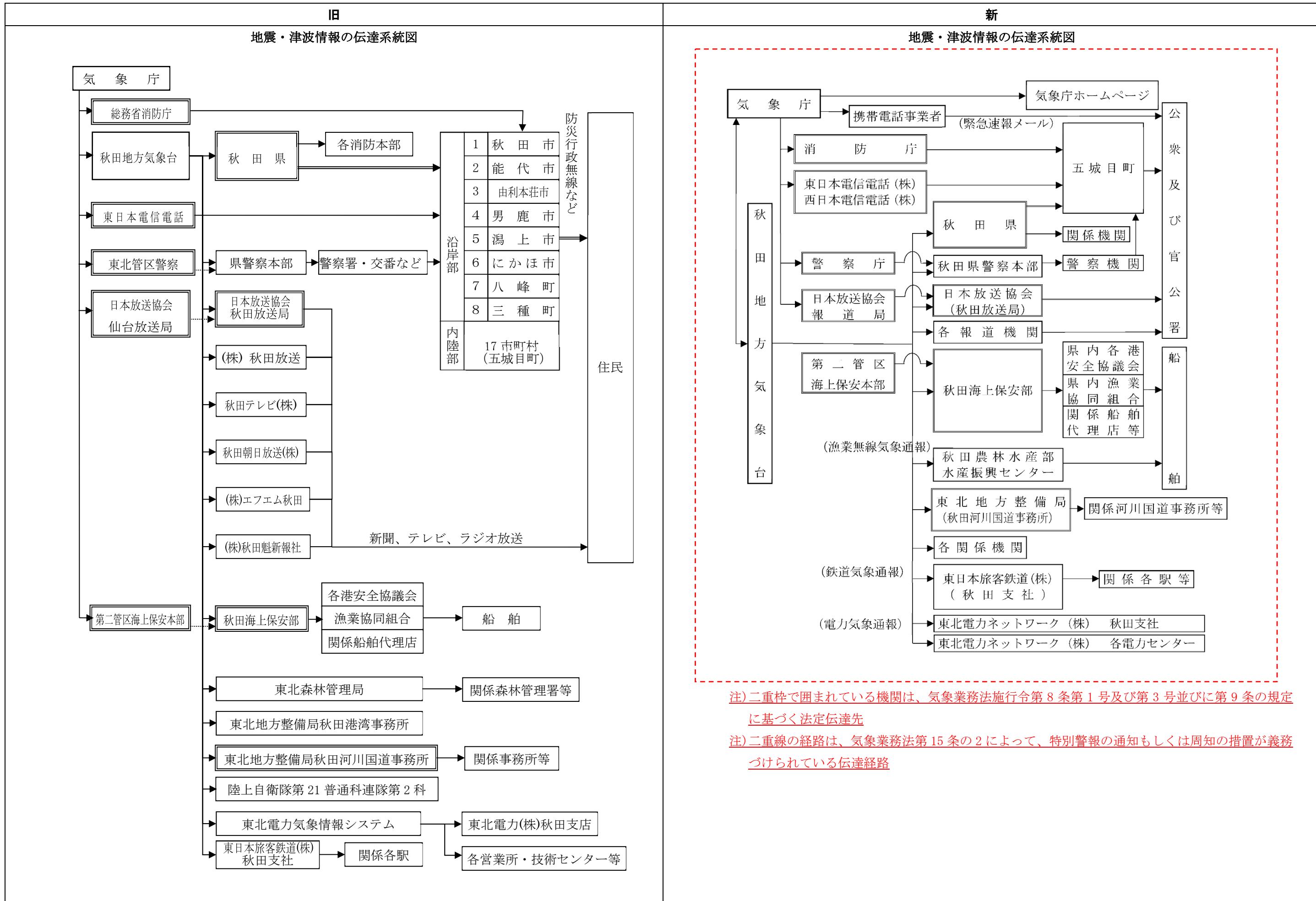
(略)

第4 地震・津波情報、津波予報の伝達

本町では、平成28年3月に大川地区飛地（通称：地先）の農地・道路など（0.7km²）が、津波浸水想定区域（最大1.0～2.0m）になった旨県より示されているが、あくまで予想される最大の津波（海岸部約10m）が発生し、堤防の75%が沈下した場合に浸水が発生するものである。

よって、大津波警報（特別警報）が発表された場合にのみ、秋田県総合防災情報システムで受信した秋田地方気象台から出される地震・津波情報、津波予報等の津波関連の情報を、庁舎内、住民、関係機関などへ伝達する。

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一



五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧			新		
第2節 ライフライン施設応急対策			第2節 ライフライン施設応急対策		
実施機関	町の主な担当課	建設課	実施機関	町の主な担当課	建設課、 <u>住民生活課、総務課</u>
町以外の機関等	県、消防団、五城目警察署、各学校施設、自主防災組織、町内会、事業所、医療機関、五城目町社会福祉協議会、指定公共機関等	県、消防団、五城目警察署、各学校施設、自主防災組織、町内会、事業所、医療機関、五城目町社会福祉協議会、指定公共機関等	町以外の機関等	県、消防団、五城目警察署、各学校施設、自主防災組織、町内会、事業所、医療機関、五城目町社会福祉協議会、指定公共機関等	県、消防団、五城目警察署、各学校施設、自主防災組織、町内会、事業所、医療機関、五城目町社会福祉協議会、指定公共機関等
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班で表示しています。	本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）	災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班で表示しています。	本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）	(略)	(略)
第2 電力施設			第2 電力施設		
(1) 東北電力株式会社 東北電力株式会社の地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。			(1) 東北電力株式会社、 <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> 東北電力株式会社、 <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> の地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。		
(略)			(略)		
第3 上水道施設			第3 上水道施設		
(略)			(略)		
(3) 広報活動 断・減水等の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関に通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等の情報について、町広報車、テレビ、ラジオ、町ホームページ等により、住民に対し周知を図る。			(3) 広報活動 断・減水等の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関に通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等の情報について、 <u>防災行政無線、登録制メール</u> 、町広報車、テレビ、ラジオ、町ホームページ等により、住民に対し周知を図る。		
第4 下水道施設			第4 下水道施設		
(略)			(略)		
(2) 広報活動 施設に被害が発生した場合、町広報車、テレビ、ラジオ、町ホームページ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。			(2) 広報活動 施設に被害が発生した場合、 <u>防災行政無線、登録制メール</u> 、町広報車、テレビ、ラジオ、町ホームページ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。		
(略)			(略)		
第5 電信電話施設			第5 電信電話施設		
(1) 東日本電信電話株式会社			(1) 東日本電信電話株式会社		
(略)			(略)		
イ 動員体制			イ 動員体制		
(略)			(略)		
③ 関係相互間に対する応援要請方法			③ 関係 <u>組織</u> 相互間に対する応援要請方法		
④ 工事請負業者の応援要請方法			④ 工事 <u>会社等</u> の応援要請方法		
(略)			(略)		
エ 広報活動 災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について、支店前掲示及び広報車により地域の住民等に広報する。さらに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたる広報活動を行う。			エ 広報活動 災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について、 <u>広報車およびホームページ等</u> により地域の住民等に広報する。さらに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたる広報活動を行う。		

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> ① 災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況 ② 通信の途絶又は利用制限の状況と理由 ③ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ ④ 住民に対して協力を要請する事項 ⑤ その他必要な事項 <p>オ 復旧資材等の確保</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 孤立防止用可搬型衛星通信装置 ② ポータブル衛星通信車 ③ 移動電源車及び可搬電源装置 ④ 応急復旧ケーブル ⑤ その他の応急復旧用諸装置 <p>(2) 株式会社NTTドコモ</p> <p>(略)</p> <p>ア 災害時の組織体制</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報連絡室支援本部 ② 災害対策本部 ③ 支店災害対策本部 <p>(略)</p> <p>ウ 重要通信の確保</p> <p>災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し通信リソースを効率的に運用する。</p> <p>また、災害時は、設備の状況を監視し、必要に応じてトラヒックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。</p> <p>エ 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関をとおし広報を行うほか、必要に応じてホームページ、広報車等で直接当該被災地住民に周知する。 <p>(略)</p> <p>(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>(略)</p> <p>ウ 被害状況の把握と情報連絡体制</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 電気通信設備等の被害状況、そ通状況、及び停電状況 <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況 ② 通信の途絶又は利用制限の状況と理由 ③ 災害用伝言ダイヤル <u>171</u> 運用開始のお知らせ ④ <u>利用制限をした場合の代替となる通信手段</u> ⑤ 住民に対して協力を要請する事項 ⑥ その他必要な事項 <p>オ 復旧資材等の確保</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ポータブル衛星<u>装置搭載</u> 災害対策衛星通信車両 ② 移動電源車及び可搬電源装置 ③ 応急復旧ケーブル ④ その他の応急復旧用諸装置 <p>(2) 株式会社NTTドコモ</p> <p>(略)</p> <p>ア 災害時の組織体制</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報連絡室 ② <u>支援本部</u> ③ 災害対策本部 <p>(略)</p> <p>ウ 重要通信の確保</p> <p>災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時<u>疎通</u>状況を監視し通信リソースを効率的に運用する。</p> <p>また、災害時は、設備の状況を監視し、必要に応じてトラヒックコントロールを行い、通信の<u>疎通</u>を図り重要通信を確保する。</p> <p>エ 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合、通信の<u>疎通</u>利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の<u>疎通</u>ができないことによる社会不安の解消に努める。 ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を<u>通じて</u>広報を行うほか、必要に応じてホームページ、広報車等で直接当該被災地住民に周知する。 <p>(略)</p> <p>(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>(略)</p> <p>ウ 被害状況の把握と情報連絡体制</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 電気通信設備等の被害状況、<u>疎通</u>状況、及び停電状況 <p>(略)</p>

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧	新
<p>エ 広報活動</p> <p>① 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関をとおして広報を行うほか、必要に応じてホームページ等で周知する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) KDDI 株式会社</p> <p>(略)</p> <p>ウ 被害状況の把握と情報連絡体制</p> <p>災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し、通信リソースを効果的に運用する。</p> <p>また、災害時には、設備の状況を監視し、必要に応じてトラヒックコントロールを行い通信のそ通を図り重要通信を確保する。</p> <p>エ 広報活動</p> <p>① 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>② テレビ、ラジオ、新聞等の報道をとおし広報を行うほか、必要に応じてホームページ等で直接当該被災地住民に周知する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>(略)</p> <p>エ 広報活動</p> <p>災害の発生が予想される場合又は発生した場合、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消を務める。</p> <p>また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 地震避難</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難情報の発表</p> <p>町は、地震発生後の火災や崖崩れ等から町民の安全を確保するため、状況に応じ、避難指示を発表する。</p> <p>避難の区分及び基準は、次のとおりである</p>	<p>エ 広報活動</p> <p>① 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合、通信の疎通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等で周知する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) KDDI 株式会社</p> <p>(略)</p> <p>ウ 被害状況の把握と情報連絡体制</p> <p>災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を監視し、通信リソースを効果的に運用する。</p> <p>また、災害時には、設備の状況を監視し、必要に応じてトラヒックコントロールを行い通信の疎通を図り重要通信を確保する。</p> <p>エ 広報活動</p> <p>① 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信の疎通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>② テレビ、ラジオ、新聞等の報道を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等で直接当該被災地住民に周知する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>(略)</p> <p>エ 広報活動</p> <p>災害の発生が予想される場合又は発生した場合、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消を務める。</p> <p>また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 地震避難</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難情報の発表</p> <p>町は、地震発生後の火災や崖崩れ等から町民の安全を確保するため、状況に応じ、避難指示を発表する。</p> <p>避難の区分及び基準は、次のとおりである。</p>

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧			新		
種類	内容	基準	種類	内容	基準
避難勧告	その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「避難勧告」を尊重することを期待して避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。	<ul style="list-style-type: none"> ○火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ○がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき ○有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき ○その他災害の状況により、町長（本部長）が必要と認めるとき 	<u>避難指示</u>	その地域の居住者等を拘束するものではないが、 <u>被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、居住者等の避難のために立退かせる</u> 行為である。	<ul style="list-style-type: none"> ○火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ○がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき ○有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき ○その他災害の状況により、町長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示 (緊急)	被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ「避難勧告」より拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせる行為である。				
なお、避難情報の発表の詳細については、第2編一般災害対策 第2章災害応急対策計画 第8節避難対策に定めるとおりとする。			なお、避難情報の発表の詳細については、第2編一般災害対策 第2章災害応急対策計画 第8節避難対策に定めるとおりとする。		
(略)			(略)		
第4 避難誘導			第4 避難誘導		
避難は、隣近所で声かけを行って避難することを原則とする。			避難は、隣近所で声かけを行って避難することを原則とする。		
時間的余裕がある場合、避難行動要支援者の避難支援は、別に定める個別計画によるものとする。			時間的余裕がある場合、避難行動要支援者の避難支援は、別に定める個別 <u>避難</u> 計画によるものとする。		
認定こども園、小中学校、要配慮者施設等は、各施設管理者等が避難誘導を行う。町は、警察署及び消防本部と連携して、安全を確保しながら主要交差点等で避難誘導にあたる。			認定こども園、小中学校、要配慮者施設等は、各施設管理者等が避難誘導を行う。町は、警察署及び消防本部と連携して、安全を確保しながら主要交差点等で避難誘導にあたる。		
第5 避難所の開設・運営			第5 避難所の開設・運営		
町は、避難勧告・指示を発表した場合は、あらかじめ指定された避難所を開設する。			町は、 <u>避難指示</u> を発表した場合は、あらかじめ指定された避難所を開設する。		
避難所には町職員を派遣し、町内会、自主防災組織等と協力して避難者の受入れを行う。			避難所には町職員を派遣し、町内会、自主防災組織等と協力して避難者の受入れを行う。		
避難所の開設・運営の詳細については、第2編一般災害対策 第2章災害応急対策計画 第8節避難対策に定めるとおりとする。			避難所の開設・運営の詳細については、第2編一般災害対策 第2章災害応急対策計画 第8節避難対策に定めるとおりとする。		
第4節 津波災害応急対策計画					
実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、まちづくり課・議会事務局、農林振興課・農業委員会、建設課、消防本部	実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、農林振興課・農業委員会、建設課、消防本部
	町以外の機関等	県、秋田地方気象台、消防団、五城目警察署、自主防災組織、町内会		町以外の機関等	県、秋田地方気象台、消防団、五城目警察署、自主防災組織、町内会
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）	災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧				新			
(略) 第2 津波警報等				(略) 第2 津波警報等			
1 津波警報等				1. 津波警報等			
秋田地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。 なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。				秋田地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。 なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。			
警報・注意報の種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	警報・注意報の種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害と取るべき行動
			数値の発表 巨大地震の場合の発表			数値の発表 巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	高いところで10mを超える津波が予想されるので、厳重に警戒する。	5m 10m 10m超	巨大	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	高いところで3m程度の津波を予想されるので、警戒する。	3m	高い		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	高いところで1m程度の津波が予想されるので、注意する。	1m	—		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
				津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
				津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海上から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。				注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。			

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧	新
	<p>3 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</p> <p>4 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</p> <p>5 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。 また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</p> <p>6 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</p>

(略)

3 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

（注1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（注2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲くることもある。

（注3）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧			新		
津波注意報を発表中 (全ての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)		津波注意報を発表中 (全ての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)	
(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について			<u>(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</u>		
			<ul style="list-style-type: none"> ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 		
沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容			沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容		
警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容	警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表		3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表		1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	津波注意報を発表中	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。			※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。		
第3 地震・津波情報、津波予報の伝達					
大津波警報が発表され、秋田地方気象台から地震・津波情報、津波予報等が発表されたとき、県、町及び防災関係機関等は速やかに受領し、次により「津波浸水想定域（農地・道路など）」や、「馬場目川堤防の内側」にいる住民に対して伝達する。第3編地震災害対策 第2章災害応急対策計画 第1節地震情報の伝達 第3地震・津波情報、津波予報の伝達の「地震・津波情報の伝達系統図」も参照。			国、県及び町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。		
県	県は、総合防災課が情報・予報を受領する。総合防災課長は、県総合防災情報システムにより町長、消防本部消防長及び防災関係機関等に通知する。		県	県は、総合防災課が情報・予報を受領する。総合防災課長は、 <u>秋田</u> 県総合防災情報システムにより町長、消防本部消防長及び防災関係機関等に通知する。	

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧			新		
町	<p>1 町において情報の伝達を受けた場合は、住民生活課長は総務課長（町災害対策本部総務部庶務班：避難指示（緊急）の発令業務担当）にも伝達する。</p> <p>2 町長は、受領した情報・予報を本計画の定めるところにより、防災行政無線（未整備）、広報車等で速やかに町民及び関係団体等に伝達し、周知徹底を図る。</p> <p>3 震度4以上と推測される揺れを感じたとき、または揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象台の津波予報発表を待たずに馬場目川の水面の監視体制に努める。</p> <p>4 水面監視情報は、電話、防災行政無線（未整備）等により町長に伝達する。</p>		町	<p>1 町において情報の伝達を受けた場合は、住民生活課長は総務課長（町災害対策本部総務部庶務班：<u>避難指示</u>の発令業務担当）にも伝達する。</p> <p>2 町長は、受領した情報・予報を本計画の定めるところにより、防災行政無線、<u>登録制メール</u>、広報車等で速やかに町民及び関係団体等に伝達し、周知徹底を図る。</p> <p>3 震度4以上と推測される揺れを感じたとき、または揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象台の津波予報発表を待たずに馬場目川の水面の監視体制に努める。</p> <p>4 水面監視情報は、電話、防災行政無線（未整備）等により町長に伝達する。</p>	
放送機関	受領した情報・予報は放送を介し直ちに広報する。また、津波警報または津波注意報の伝達については、気象業務法に定めるとおりとする。		放送機関	受領した情報・予報は放送を介し直ちに広報する。また、津波警報または津波注意報の伝達については、気象業務法に定めるとおりとする。	
その他の防災関係機関	<p>防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、さらに県及び町と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力のうえ情報の周知徹底・共有化を図る。</p> <p>1 警察は、津波予報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に「津波浸水想定域（農地・道路など）」や、「馬場目川堤防の内側」にいる住民に対して伝達する。</p>		その他の防災関係機関	<p>防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、さらに県及び町と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力のうえ情報の周知徹底・共有化を図る。</p> <p>1 警察は、津波予報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に「津波浸水想定区域（農地・道路など）」や、「馬場目川堤防の内側」にいる住民に対して伝達する。</p>	

第4 避難対策

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

1 避難指示（緊急）の判断基準

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域は以下の区分とする。ただし、津波は局地的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。

- ①大津波警報：「津波浸水想定域（農地・道路など）」や、「馬場目川堤防の内側」
- ②津波警報：なし
- ③津波注意報：なし

【避難指示（緊急）の判断基準】

大津波警報「特別警報」が発表された場合に、避難指示（緊急）を発令する。

2 避難指示（緊急）の実施責任者

津波が発生し、または発生するおそれがある場合、町は、危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難指示（緊急）の発令や避難誘導等を、的確に実施する。

実施責任者	内 容（要件）	根 抱 法
町 長	災害全般	災対法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示すること）	災対法第61条 警察官職務執行法第4条

第4 避難対策

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

1. 避難指示の判断基準

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域は以下の区分とする。ただし、津波は局地的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。

- ①大津波警報：「津波浸水想定区域（農地・道路など）」や、「馬場目川堤防の内側」
- ②津波警報：なし
- ③津波注意報：なし

【避難指示の判断基準】

大津波警報「特別警報」が発表された場合に、避難指示を発令する。

2. 避難指示の実施責任者

津波が発生し、または発生するおそれがある場合、町は、危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難指示の発令や避難誘導等を、的確に実施する。

実施責任者	内 容（要件）	根 抱 法
町 長	災害全般	災対法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示すること）	災対法第61条 警察官職務執行法第4条

五城目町地域防災計画 新旧対照表 一第3編 地震災害対策編一

旧			新			
	ができないと認められるとき、または町長から要求があったとき)			ができないと認められるとき、または町長から要求があったとき)		
海上保安官	〃(〃)	災対法第61条	海上保安官	〃(〃)	災対法第61条	
知事	災害全般(ただし災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなつたとき)	災対法第60条	知事	災害全般(ただし災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなつたとき)	災対法第60条	
自衛官	〃 (警察官がその場にいない場合に限る)	自衛隊法第94条の2	自衛官	〃 (警察官がその場にいない場合に限る)	自衛隊法第94条の2	
知事またはその命を受けた職員 水防管理者 (町長)	洪水または高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条	知事またはその命を受けた職員 水防管理者 (町長)	洪水、 <u>雨水出水、津波又は</u> 高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条	

3. 防災従事者の安全確保

被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を十分に確保しつつ、津波の到達時間等も考慮するとともに、危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保を図り、迅速に業務にあたる。